

第三者行為の届出について

● 第三者行為の届出について

第三者(自分以外の方)からの行為により療養(治療)を受ける場合、その医療費は、原則として加害者(相手)が支払う損害賠償金の中から支払われるべきであり、**共済組合の組合員証等を使用して療養(治療)を受けることができません。**

しかし、第三者行為による負傷に係る事務手続きが即時解決できない等の理由により、**事前に共済組合に届出をしていただくこと**で組合員証等を利用して医療機関等で療養(治療)を受けることが可能です。

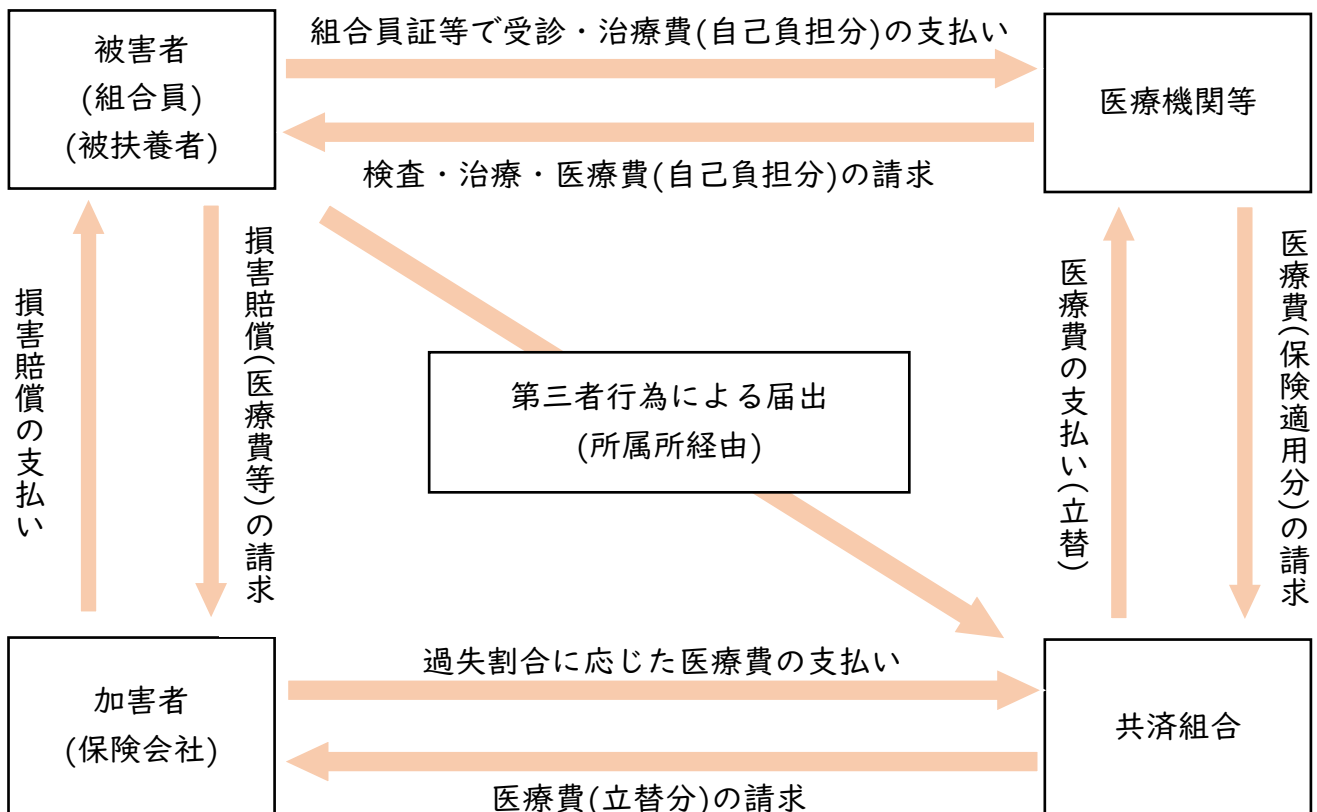
その場合、本来加害者(保険会社)が支払うべき医療費を共済組合が**一時的に立て替え払い**し、後日共済組合から加害者(保険会社)に対して、その医療費を請求することになりますので、必ず第三者行為の届出をお願いします。

※交通事故等によりお互いに被害を受けた場合、双方が加害者であり、同時に被害者となり、お互いに第三者行為が成立します。

● 第三者行為の例

- ・ 交通事故(バイクや自転車含む)
- ・ 他人の暴力行為による負傷
- ・ 他人のペットに噛まれた負傷
- ・ 飲食店等での食中毒

● 第三者行為による医療費の流れ



共済組合への届出書類(交通事故の場合)

- ① 損害賠償申告書
- ② 事故証明書(保険会社が原本証明したもので可)
- ③ 事故発生状況報告書
- ④ 誓約書(加害者用)
- ⑤ 念書(被害者用)
- ⑥ 加害者加入保険報告書
- ⑦ 人身事故証明書入手不能理由書(「事故証明書」が物件事故で届出の場合)

※加害者に請求する際に必要な書類となりますので、詳細に記入をお願いします。

※交通事故以外については、別途連絡をお願いします。

事故に起因する治療が終了したとき、または医師により症状固定と判断された場合は、**必ず共済組合に「傷病治癒等報告書」を提出してください。**

共済組合への届出書類(自損事故や100%過失による事故の場合)

- ① 事故報告書
- ② 事故証明書(100%過失の事故の場合)
- ③ 事故発生状況報告書

● 負傷原因調査について

医療機関等から請求される診療報酬明細書(レセプト)から第三者行為、公務上の傷病等の対象と疑われるものについて調査を行い、「負傷原因報告書」等の提出をお願いします。

適切な給付を行うために必要となりますので、ご協力をお願いします。